

諮問庁：独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

諮問日：令和5年1月30日（令和5年（独個）諮問第2号）

答申日：令和5年7月20日（令和5年度（独個）答申第10号）

事件名：本人に係る証拠書写し請求書兼回答書等の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「証拠書写し請求書兼回答書」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）90条1項の規定に基づく訂正請求に対し、令和4年10月25日付け機構第1074号により独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、審査請求する。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求人は、令和4年8月30日、機構に対して「保有個人情報訂正請求書」の申請をしたが、これに対し機構から「1 審査請求に係る処分の内容」に記載する処分を受けた。

イ 機構は、その理由を保有個人情報に係る訂正請求でないための「不訂正」。

ウ しかしながら、本件処分は開示すべき「証拠書写し請求書兼回答書」77件の、調査結果の「回答書」、「調査資料」が開示されていないための、訂正請求（追加を含む）であり、「不訂正」は法律に反した違法行為である。

エ 本件処分により、審査請求人は、特定年月日A時点、通帳紛失の郵便貯金・総合口座「記号番号「特定番号A-B～C」」（担保定額貯金4件）の預入が証明されている、調査結果の「回答書」、「調査資料」77件が開示されないために、「担保定額貯金4件（特定金額）」の預入金額が受け取ることができず、多額の損害を受けている。

オ 以上の点から、本件処分の開示すべき「証拠書写し請求書兼回答書」77件の、調査結果の「回答書」、「調査資料」の開示を求めするため、本審査請求を提起した。

(2) 意見書（添付資料については省略する。）

（別紙④）機構第526号（令和4年7月11日）「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」には、通帳紛失の郵便貯金・総合口座「記号番号」「記号番号「特定番号A-B～C」」（担保定額貯金4件特定金額）の預入が証明されている、（別紙⑤）「証拠書写し請求書兼回答書」の調査結果の「回答書」、「調査資料」77件の開示請求に対して、開示されたのは（別紙⑥）「貯金事務センター整理番号特定番号」の「請求書」、「添付資料」と、受け取ってもいない「貯金事務センター整理番号特定番号別添」の3枚の開示あり、その他の76件の「回答書」、「調査資料」が隠ぺいされた虚偽の開示決定は犯罪行為である。

※上記の、「貯金事務センター整理番号特定番号別添」は、ねつ造、偽造の虚偽の「回答書」の開示は犯罪行為である。請求書の下欄に記載の「貯金事務センター回答欄」（上記請求に関する資料を、別添のとおり送付します。）と記載されている、「別添」は、（別紙⑧）証拠書の写しが正しい「別添」であり、機構第526号（令和4年7月11日）「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」に対して、76件の「回答書」「調査資料別添」を隠ぺいした虚偽の開示です。

特定年月日A：特定郵便局員から、特定年最後の取引で通帳紛失の郵便貯金・総合口座「記号番号「特定番号A-B～C」」（担保定額貯金4件特定金額）預入があり、常時使用の口座のどちらか一つ解約してくださいと言われた為、特定年月日B：ゆうちょ銀行特定店に通帳紛失の調査依頼を届けた時には、（別紙⑦）別人に解約されていました。

通帳紛失の口座「記号番号「特定番号A-B～C」」（担保定額貯金4件特定金額）の預入が証明されている、調査結果の「回答書」、「調査資料」には解約日が証明されているため、そのすべてを隠ぺいした開示は犯罪であり、郵便局（国）に預入をした（担保定額貯金4件特定金額）を受け取るための方法を教えてください。

※数十回の裁判所の提訴に対しても、（担保定額貯金4件特定金額）の預入が証明されている、「回答書」、「調査資料」は提出されていません。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によれば、おおむね以下のとおりである。

1 経緯

(1) 令和4年8月20日付けで、審査請求人から、機構に対し、「機構保

有個人情報の訂正（追加を含む）請求書」と題する書面（以下「訂正請求書（補正前）」という。）が送付された。

- (2) 機構は、訂正請求書（補正前）の記載内容に形式上の不備及び訂正請求の対象とならない不開示決定となった書類の記載があったため、機構第745号（R4. 8. 23）「保有個人情報訂正請求の補正依頼について」により審査請求人に補正を依頼した。
- (3) 令和4年8月30日付け「保有個人情報訂正請求書」（以下「訂正請求書（補正後）」という。）により、審査請求人から、機構に対し、法91条1項の規定に基づく訂正請求があった。
- (4) 機構は、訂正請求書（補正後）の記載内容に形式上の誤記があったため、令和4年9月2日に審査請求人に架電し、口頭にて誤記の補正を行った。
- (5) 機構は、訂正請求書（補正後）の訂正請求の趣旨（内容）が実質的には不開示決定に対する不服を申し立てるものとなっており、保有個人情報の訂正請求に当たるものではないと思われることから、機構第889号（R4. 9. 16）「補正の依頼について」により審査請求人に補正を依頼した。
- (6) 上記（5）の補正依頼に対し、補正期限である令和4年10月14日までに審査請求人から補正が行われなかったことから、機構は、訂正請求書（補正後）に記載された内容に基づき、機構第1074号（R4. 10. 25）「保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）」により、訂正をしない旨の決定（原処分）を審査請求人に通知した。
- (7) 機構において、審査請求人から、令和4年11月13日付け「審査請求書」を同月14日受理したが、行政不服審査法により記載が必要な項目が漏れていること等から、機構第1228号（R4. 11. 24）「審査請求書の補正の依頼」により、審査請求人に補正を依頼した。
- (8) 機構において、審査請求人から、令和4年12月6日付け「審査請求書」（補正後）を同月7日受理した。

2 審査請求の趣旨

審査請求書（補正後）によれば、審査請求人は、原処分記載の訂正をすとの裁決を求めている。

3 審査請求の検討

(1) 本件訂正請求について

本件訂正請求は、審査請求人が、機構から機構第526号（R4. 7. 11）「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」で開示決定され、機構第635号（R4. 7. 29）「機構保有個人情報送付書」で開示された、「証拠書写し請求書兼回答書」に記載された保有個

人情報（本件対象保有個人情報）の訂正を求めたものである。

(2) 訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について

ア 法90条は、同条1項各号に掲げる保有個人情報について、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができる」と規定しており、訂正請求は、法82条1項の開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報など法90条1項各号に掲げる保有個人情報に限定して、これを対象としているものである。

また、訂正請求は、事実でないものを訂正するもの、すなわち、事実たる表記に誤りがある場合に、それを訂正しようとするものであって、訂正請求によって、開示を受けた保有個人情報に特定漏れがあるとしてその特定を求めることはできないものである。

イ 訂正請求対象情報該当性

本件対象保有個人情報は、法82条1項の開示決定に基づき開示を受けたものであり、法90条1項1号に掲げる訂正請求権の対象である保有個人情報に該当するので、本件対象保有個人情報の訂正請求の対象内容が事実たる表記の誤りを訂正しようとするものと言えるかについて検討する。

本件訂正請求の対象内容は、開示請求により機構が特定した本件対象保有個人情報の全てである「証拠書写し請求書兼回答書」の「特定年月日C（調査番号）特定番号（3枚）」が誤っているとして、これを「特定年月日C（調査番号）特定番号の正しい調査資料」なるものに訂正することを求めており、その理由として「開示決定により送付された、特定年月日C（調査番号）特定番号（3枚）には、通帳紛失の郵便貯金・総合口座「記号番号「特定番号A－B～C」」に関する原簿に記載の「証拠書写し」の調査資料が開示されていない。」と記載されている。

これらの記載内容によれば、本件訂正請求は、事実たる表記の誤りを訂正しようとするものではなく、本件対象保有個人情報に特定漏れがあるとして、その特定（正しい調査資料）を求めていると解される。

このため、本件訂正請求は、事実でない情報について、その訂正を求めるものではないから、訂正請求の対象内容とはなり得ないものである。

ウ したがって、本件対象保有個人情報に対する本件訂正請求は、法90条1項各号に規定する保有個人情報に係る訂正請求でなく、法92条の保有個人情報を訂正しなければならない場合に該当しないと認め

られるため、不訂正としたものである。

なお、本件訂正請求と同旨の事案について、情報公開・個人情報保護審査会が上記と同旨の理由を判断として示し、不訂正決定を妥当とした答申（平成22年度（行個）答申第88号）がある。

エ 以上により、本件審査請求に係る原処分に誤りはないものである。

4 結論

以上のことから、原処分を維持することが妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年1月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月20日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年6月16日 審議
- ⑤ 同年7月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

審査請求人は、本件対象保有個人情報である「証拠書写し請求書兼回答書」に記録された保有個人情報について、「特定年月日C（調査番号）特定番号（3枚）」が誤っているとして、これを「特定年月日C（調査番号）特定番号の正しい調査資料」に訂正することを求めているところ、処分庁は、本件訂正請求は、法90条1項各号に規定する保有個人情報に係る訂正請求ではないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、開示すべき「証拠書写し請求書兼回答書」77件の調査結果の「回答書」、「調査資料」の開示を求めるなどとして、原処分の取消しを求めていると解されるが、諮問庁は、本件審査請求に係る原処分に誤りはないとしている。

2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 法90条1項は、何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正を請求することができるとしているが、その対象となる保有個人情報は、同項1号又は2号に掲げるものに限るとしており、これらの規定は、いずれも法による開示決定に係る保有個人情報であることを訂正請求権行使の要件としている。

(2) そこで検討するに、訂正請求書に記載された訂正請求の理由は、「開示決定により送付された、特定年月日C（調査番号）特定番号（3枚）には、通帳紛失の郵便貯金・総合口座「記号番号「特定番号A」」に関する原簿に記載の「証拠書写し」の調査資料が開示されていない。」であることから、本件訂正請求は、事実たる表記の誤りを訂正しようとする

るものではなく、開示を受けた保有個人情報（本件対象保有個人情報）に特定漏れがあるとして、その特定（正しい調査資料の開示）を求めているものと解される。

そうすると、本件訂正請求は、法90条1項に規定する訂正請求の要件を満たすものではないから、法92条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法92条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 合田悦三，委員 木村琢磨，委員 中村真由美